

令和5年12月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和5年12月総会

萩市農業委員会総会議事録

12月8日（金） 午後15時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第78号 農用地利用集積計画の決定について
議案第79号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議案第80号 事業計画変更の承認について
議案第81号 農地法第4条第1項第9号の規定による届け出について
議案第82号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第83号 現況確認書の交付について

○出席委員（17名）

					2番	中	野	恵	子
3番	長	富	繁	美	4番	原	田	知	美
5番	品	川	民	雄	6番	草	野	隆	司
7番	岡	崎	弘	明	8番	金	子	哲	也
9番	横	山	喜一	郎	10番	鈴	川		肇
11番	矢	次	利	典	12番	守	永	正	範
13番	烏	田	茂	夫	14番	藤	田	芳	昭
15番	大	石	博	則	16番	原	川	久	美子
欠席	松	田	由	美子	18番	尾	木	武	夫
19番	片	岡	兼	雄					

○議事録署名委員

8番 金子哲也

10番 鈴川肇

○議 事

事務局長 ただいまから、令和5年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、8番 金子委員、10番 鈴川委員
にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第76号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第76号第1項について説明いたします。議案は、2
ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さ
ん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1kmに位置し、赤丸でお示しし
た箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が畑
で、面積の合計は1,844㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は1,844㎡です。
権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さん
と●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんと●●●さんは、県外在
住で耕作継続が難しいと考えられ、共有名義の持ち分4分の1ずつ
を譲受人であり、●●●に在住で弟の●●●さんへ贈与による譲渡
を検討されました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅に隣接
しており、これまでも農地の管理を行っておられ、今後も継続して
当該農地を利用したいとのことから、譲渡人からの申出を受け、双

方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は20年、農業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費用の家庭菜園として柑橘や露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、鎌や鍬を所有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 この件につきましては、11月30日、事務局3名と●●●委員、●●●推進委員、それと申請人の●●●さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては、今事務局からの説明のとおりでございます。実際に現地に行きましたら、写真のとおり弟さんである●●●さんが、夏みかんや露地野菜を植えておられました。お姉さんお二人の土地を相続というかたちで譲渡されて、引き続き夏みかんや露地野菜を作られるということです。周辺は住宅地で東側にちょっと見えていますが●●●の会館があります。特に問題はございませんので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局

続きまして、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月24日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●と●●●にありまして、●●●の圃場が●●●から東へ1.5kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

また、●●●の圃場が●●●から北西へ約1.7kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか6筆で、地目はすべて登記・現況ともに畑で、面積の合計は7,451㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は13,867.83㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、農業後継者がおらず、離農を検討する中で、事業承継を行う形で、●●●さんが経営する柑橘関連の製造販売事業所を含めて譲渡人への売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、以前から経営規模の拡大を検討する中で譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんの作業従事者は、年齢●●●歳で農業経験年数は48年、農業従事日数は200日となっております。

営農計画ですが、申請地において既に柑橘が植えられておりますが引き続き柑橘等の栽培を行われまして、●●●及び●●●に出荷される予定です。

農機具の保有状況ですが、バックホー、自走式草刈機、電動噴霧器、耕運機、管理機、クローラー運搬機、粉碎機、散布動噴を保有されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 8 番 この件につきましては、11月24日に地区が●●●地区と●●●地区と離れておりますので、それぞれの地区の委員が事務局3名と一緒に現地を確認しております。内容についてはただいま事務局の説明のとおりですが、ご存じのとおり、●●●さんは●●●の加工業をやっておられ、自分で栽培して製品を加工しておられますが、後継者が●●●にはいないということで、事業継承がうまくいかないということで、同業である●●●のグループである●●●に売買をするということです。営農に関しましては、お互い同じようなことをやっておられますので、問題ないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約1.5kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は登記・現況ともに畑が2筆で、面積の合計は1,659㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は4,399㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さん

です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者がおらず、耕作の継続が困難な中で、隣接農地の所有者である譲受人へ売買による贈与の打診をなされておられました。譲受人の●●●さんは、自身の農地に隣接する農地で、一体的な管理が可能であることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は2年、農業従事日数は50日となっております。本人とともに、●●●さんご自身が代表を務める●●●が実質的な農地管理をなされる予定です。

営農計画ですが、申請地において柑橘等の栽培を行われ、当面は自家消費が中心ですが、収量が安定した後には、●●●で販売も行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、●●●さんご本人の所有機械はありませんが、●●●の取締役で農業従事者が管理作業機械一式を保有されており、それらの機械を借用して農地管理を行われる予定です。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきまして、11月30日に、事務局3名、●●●農業委員、●●●推進委員と、私の6名と、所有者の●●●さんとの、現地調査をいたしました。内容については事務局の説明のとおりです。この農地は、●●●さんが購入されている農地の隣接地であり、今までの農地におきましてはすでに造成されてあったり、苗木が植えてあったりしている隣接農地ということです。すでに柑橘が植えられているところもありますが、柑橘の状態も古くて植え替えを検討されるというようなことも言っておられました。●●●がついていきますので、安心だと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月24日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか3筆で、地目は、登記・現況は田が2筆で、田の面積の合計は2,272㎡です。また、登記・現況は畑が2筆で、畑の面積の合計は1,720㎡です。全体の申請面積は、3,992㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,050.30㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で耕作継続が難しいと考えられ、売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、以前から経営規模の拡大を検討する中で、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は10年、農業従事日数は、250日、長男が今年から新規就農され、農業従事日数は250日、奥様が農業経験年数3年、農業従事日数150日となっております。

営農計画ですが、申請地において、柑橘等の栽培を行われるとともに、JAや直売所に出荷される予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター2台、草刈機3台、田植機2台、コンバイン3台、軽トラック2台、農機具積載運搬車1台を保有し、営農に必要な作業機械を保有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 11月24日、事務局3名、●●●委員さんと私と譲受人の●●●さんの立ち会で現地確認をいたしました。

事務局から説明があったとおり、●●●の休耕農地を使って柑橘栽培、あるいはレモン等を植えられます。●●●地区にとっては非常に良いことだと思いますし、休耕がなくなれば大変よろしいということで、ご本人も●●●の方から1時間かけて通勤農業をされるということですが、●●●でも住宅を確保しておられるようですので、大丈夫と思います。若くてやる気もありますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月28日、●●●・●●●・●●●全域地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約3kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は、登記・現況は田が1筆で、面積は884㎡、登記・現況は畑が1筆で面積は158㎡、全体の合計が1,042㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は272,582㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。

譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ贈与による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、予てから相談のあった譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は6年、農業従事日数は300日、奥様が●●●歳で農業経験年数が2年、農業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費として梅の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター4台、田植機4台、コンバイン4台、軽トラック3台、2tダンプ2台、4tクレーントラック1台を所有され、営農に必要な作業機械を保有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 11月28日に事務局2名と●●●委員、●●●推進委員と私とで現地確認を行いました。内容については、先ほど事務局から説明があった通りです。何ら問題はないと思いますので、審議のほど、

よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか28筆で、地目は、登記・現況ともに田が23筆で、田の面積の合計は20,438.64㎡です。

登記・現況ともに畑が6筆で、畑の面積の合計は5,045㎡で、全体の合計面積が、25,483.64㎡となります。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は14,499㎡です。

権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢かつ市外在住のため、耕作継続が難しいと考えられ、市の空き家バンク制度に農地付き物件として登録されました。譲受人の●●●さんは、空き家バンク制度を通じて、農地とともに当該物件を取得されることを検討され、譲渡人及び譲受人の双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は30年で、

農業従事日数は、50日ですが、全作業を作業委託として●●●にある●●●が農地管理を行うこととなっており、農作業従事日数がのべ400日となっております。

本申請については、譲受人が農地取得後の適正な農地管理が十分に可能かどうかを農業委員会の委員や最適化推進委員、地元の農業者、実際に作業受託を行う予定の農業法人を交えて協議を行い、●●●の●●●が適切な農地管理を行う旨を確認したところです。

営農計画ですが、申請地において大豆を中心に栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、譲受人ご本人は、機械の保有はございませんが、作業受託する農業法人が営農に必要な作業機械一式を保有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 推進委員の●●●です。よろしくお願いいたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、現地確認は11月29日です。

申請者の●●●さんですが、すでに●●●地域で1地区、ほかの地区でも許可申請がありましたが、その2地区について耕作がなされていないという現状がありまして、私どもとしては、これから適正に管理されるかどうかという懸念がありましたものですから、12月6日に実際に耕作を請け負われる方の説明を聞きたいということで、実際に耕作されるのは●●●の●●●という法人ですが、その代表の方に来ていただきました。話を聞く中でかなり具体的な営農計画をお持ちで、当面は作業受託で大豆を植えられるということで。それから、農地水等中山間に入っているのですが、農道や農業用排水路、水利組合など維持がかかります。こういったことにも積極的に協力していくという意向がありました。更に、代表の●●●さんは有機農業を主体にされるわけですが、慣行農業との弊害の解消についても努力をしていくということでございましたので、我々としてもある程度期待が持てるのではないかと思いますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(●●●委員挙手)

議 長 はい、●●●委員。

第 4 番 譲受人の●●●さんの件についてですが、●●●さんの田んぼを請け負って地元の者と8反ほどの田んぼを作ったのですが、8俵半の収穫があり、反にして1万5千円の赤字の結果でおおむね良好だったと思います。中山間の費用が多少入るので1万円の手出しで終わったなということで、お米が8俵半できたからの話しです。●●●の場合は作業受託できちんと管理しているので、見られたらよその田んぼと比べたら立派に管理されておるという現状ですが、●●●の農地はかずらが巻いて大変なところなので心配しているところです。以上です。

議 長 今現在、●●●さんの所有の田を地元の方とで管理されているということですね。

先ほどから話がありましたが、これはどうかなあと懸念するところですが、●●●の法人さんですが非常に熱心な方で、自然栽培をやっておられるのですが、こちらでも自然栽培でやりたいところですが、遠隔地でもありとりあえず大豆を植えられると言っておられました。ひとつ驚いたのが自然栽培で販売されているお米が1キログラム1,300円ということでした。それなら●●●さんもそっちでやったら合うよと、農業でもいろいろな方法があるなと感心したのですが、将来的にはお米を作りたいということでした。

議 長 ほかに質問はございませんか。それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第7項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約4.5kmの地点にあり、県道●●●号線沿いの赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は148㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,849㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●地区、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、7月の総会でご承認いただいた譲渡人の●●●さんの3条申請の際には相続登記がなされていなかったご親族の農地で、この度、●●●さんを相続人として相続登記が完了し、併せて譲受人に贈与による譲渡を検討されたもので、当該申出に対して譲受人も了承され、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳で、農業経験年数は夫婦ともに0年、農業従事日数は夫婦ともに200日の予定となっております。就農にあたって、地域の農業者や、県立農業大学の短期研修などを通じて、技術習得を行われるご予定です。

営農計画ですが、申請地において、当面は自家消費が中心となりますが、水稻や露地野菜など畑作物の栽培を行われ、将来的には道の駅やJA等へ出荷を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在は保有機械がありませんが、今後、耕運機や草刈機など、営農に必要な農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 内容につきましては今事務局から説明があったとおりですが、7

月の総会において、田が3筆と畑が1筆、これの3条申請の承認をいただいておりますが、その追加ということで、畑として使っている農地140㎡の狭い農地ですので、譲受人の●●●さんご夫婦は農業をやりたいと意欲のある若いお二人ですので、特に、問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第8項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約4.5kmの地点にあり、県道●●●号線沿いの赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに田で、面積は172㎡です。譲受人は●●●地区●●●の●●●さんで、耕作面積は17,131㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、先ほどの第7項と同様に7月の総会でご承認いただいた譲渡人の●●●さんの3条申請の際には相続登記がなされていなかったご親族の農地で、この度、●●●さんを相続人として相続登記が完了し、併せて譲受人に贈与による譲渡を検討されたもので、当該申し出に対して譲受人も了承され、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数25年、農業従事日数は150日で、奥様が年齢●●●歳で、農業経験年数は15年、農業従事日数が20日、息子さんが、年齢●●●歳で農業経験年数10年、農業従事日数が10日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われ、JAに出荷するとともに、水稻刈り取り後は、籾摺り作業後の一時的な籾置き場として利用される予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、草刈機3台、乾燥調製設備1式を保有され農機具倉庫で保管されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 内容につきましては、今事務局からの説明のとおりです。譲受人の●●●さんは隣の家の方でありまして、この対象の土地がご自宅のすぐ裏にありまして、秋の籾摺りの時に籾殻が出るのですが、一時的に籾置き場として、又は草刈りなどの管理もされていますので、特に問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第9項は、●●●委員さんのご親族に関する案件になります。
●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、
議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員退席)

議 長 第9項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

事 務 局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員
さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約2.7kmに位置し、赤枠でお示し
した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が田
で、面積の合計は2,382㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は90,184㎡です。
権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さん
です。

申請の理由ですが、●●●さんは数年前から市外に在住で、農地
の管理が困難であるとともに、このたび、●●●の自宅を市の空き
家バンク制度を通じて売却することとなりました。農地部分は地域
内の農業者へ譲渡したい意向を示され、予てより地域内で営農され
ている譲渡人に打診をされていたもので、当該申し出に対して規模
拡大を検討されていた譲受人も了承され、双方合意の上、本申請に
至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数5年、農業
従事日数は160日で、ご主人が年齢●●●歳で、農業経験年数は
ありませんが、農業従事日数が20日、父親が、年齢●●●歳で農
業経験年数40年、農業従事日数が300日、母親が年齢●●●歳
で農業経験年数30年、農業従事日数が200日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻を中心に、たばこや露地野
菜等の栽培を行われ、JAに出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、管理機、草刈機、軽トラック、2 tトラック、乗用車、田植機、コンバイン、乾燥・調整機械一式を所有され、営農に必要な機械はすべて保有され農機具倉庫で保管されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 今事務局から説明があった通り、12月1日に、●●●委員さん、私と事務局3名で現地確認を致しました。●●●さんは家の経営で、たばこなどいろいろ作っておられますが、一年間を通じて、たばこが悪ければ、すぐ野菜を増やすなど、いろんなことを一生懸命されています。条件が悪いところでも自ら開拓して、その場所にあったものを植えて市場に出されています。何も言うことはございませんので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第9項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●委員着席)

議 長 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項と第2項は関連がありますので同時審議といたします。事務局は、説明をお願いします。

事務局

説明の前に語句の追加と修正がありますので、訂正をお願いいたします。7ページ、第1項、転用目的のところですが、アパート2棟、入居者用駐車場23台の下に、「通路」というのを入れてください。それから4項、同じく転用目的ですが、倉庫1棟360.8㎡の次に、「駐車場26台」と入れてください。それから、21ページですが、現況のところですが、居宅1棟宅の宅を削除してください。居宅一棟となります。よろしくお願いします。

それでは第77号第1項・第2項について説明いたします。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西1.1kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に畑が点在する地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

第1項の申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は558㎡です。

第2項の申請地は、●●●、地目は、登記現況ともは畑、面積は65㎡です。

申請地と既存の宅地の一体利用地を含めた合計面積は1,825.96㎡です

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

第2項については、●●●さんの持分1/10を●●●さんに所有権移転するものです。

場所は、国道●●●号線を●●●方面へ向かい、橋を渡らずに右折した市道●●●線を80m入ったところにある農地になります。

現地の写真ですが、1枚目は申請地西側から南側を撮った写真です。2枚目は申請地西側から南側を撮った写真です。3枚目は第2項、申請地北東側から南西側の通路増設部を撮った写真です。4枚目は申請地東側から西側を撮った写真です。5枚目は申請地の奥に入って東側から西側を撮った写真です。6枚目は申請地の現在の通路の一番奥より北東側から南西側を撮った写真です。7枚目は申請地の市道側、●●●より南西側から北東側を撮った写真です。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは、●●●でアパート1棟

8戸を所有されていますが、この度、●●●で一般勤労者用集合住宅の建設を計画され、アパート2棟14戸、通路、駐車場23台分を整備するものです。

所有者の●●●さんは、県外におられ耕作が困難なことから、売買に応じられたものです。

第2項の通路の持分取得につきましては、●●●さん所有の既存通路●●●と●●●を拡幅しトラック等を通りやすくして、アパートの受水槽やボンベ庫等を管理するために持分1/10を取得されます。

なお、併用地の宅地●●●につきましても持分1/10を取得されます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、周りは宅地に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、●●●のアルミ亜鉛メッキ鋼板短尺立平葺2階建のアパート2棟118.15㎡と295.38㎡、合計建築面積413.53㎡、通路、及び入居者用駐車場23台分を整備される計画です。

なお、申請地は、萩市景観計画の一般景観計画区域内にあるため、建築物の建築等の届出に対し適合状況審査書が交付されています。

また、萩市立地適正化計画の居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定の開発行為・建築等行為を行う行為に該当するため、届出書を提出済です。今回の対象：1戸または2戸の住宅等の建築目的の開発行為でその規模が1,000平方メートル以上のものに該当します。なお、これは承認書の交付はなく、届出のみとなります。

なお、土地の形状変更等に際して、河川法第55条の許可が必要ですが、県との事前協議が済んでおり、現在、萩土木建築事務所へ申請中です。

用排水計画ですが、雨水につきましては、アパート敷地内に溜枳及び側溝を設置し、北側公衆用道路内の既存排水路に放流させ、拡幅する通路部分につきましては、自然流下で地下浸透、汚水は、北側公衆用道路内の公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、0～40cmで造成し、北側・東側・南側はコンクリートブロック2段から3段積とし、アパート敷地内はアスファルト舗装、通路部分は現状と同じくバラス敷きとするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、西の市道側にある既存の土塀及び長屋門は取り壊されます。

こちらが平面図となります。10戸及び4戸で、1階は1LDK、2階は2LDKです。

こちらが立面図となります。建物の高さは約6.6mです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第2番 11月30日に事務局3名と、●●●委員、●●●推進委員と、私と設計事務所の方の立ち会いのもと現地確認をいたしました。内容につきましては、先ほど事務局より詳しく説明がありましたけれども、実際に現地は写真にもありましたように、相当荒れた状況で、これは開発された方が良いという印象を持ちました。譲受人の●●●さんは●●●でもアパートを経営されているということで、●●●でも申請地に●●●のアパートを建てて、経営をされるということでございます。この地域はまわりも住宅が建っておりますので、そういう中でこういう荒れた土地をそのままにしておくよりは、一般景観計画区域ということですので、そういう観点からきちんと整備された方がいいのではないかと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。第1項・第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項・第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは第3項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西1.8kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在する地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は260㎡です。

申請地と既存の宅地の一体利用地を含めた合計面積は311.32㎡です

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●を渡って●●●方面へ市道●●●線を230m入ったところにある農地になります。緑の部分が転用地で、黄色の部分が併用地となります。

現地の写真ですが、1枚目は申請地北西側から南東側を撮った写真です。●●●で、●●●のところになりますが、石垣と古い土堀が残っておりますが、崩すと怒られますので、これはそのまま残します。2枚目は申請地北東側から南西側を撮った写真です。3枚目は申請地南東側から北西側を撮った写真です。4枚目は申請地東側から西側を撮った写真です。

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、●●●の借家にお住まいですが、萩市で●●●の仕事も行っているため、この度申請地を譲り受け、自己用住宅1棟を整備するものです。

所有者の●●●さんも、県外におられ耕作が困難なことから、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側に譲渡人、●●●さんの農地があるのみで適当と思われます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造瓦葺平家建ての自己用住宅1棟、建築面積74.32㎡を整備される計画です。

敷地面積は311.32㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は23.9%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

なお、申請地は、萩市景観計画の重点計画区域内にあるため、建築物の建築等の届出に対し適合状況審査書が交付されています。

また、住宅新築に伴う進入路設置のため道路工事施工承認書も交付されています。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に溜枡を設置し、北側市道内の道路側溝に放流し、汚水は、北側市道内の公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地するため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。

こちらが立面図となります。平屋建てで、建物の高さは約5mです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 7 番 この件につきまして、11月30日に、●●●委員、●●●推進委員、事務局3名、私と業者とで現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。特に言うことはないのですが、ここは●●●ということで、売ろうにも買い手がないというか、史跡保存地域でございます。十数年来、買い手を探されていたようですが、このたびようやく●●●の方に譲り渡されるということで、待ち望まれたのではないかと思いますし、荒れるよりはきれいな家が建った方が良く思われますので、ご審議ほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは第4項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西730mの市道沿いに位置する準工業地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、周囲を宅地と河川に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は1,224㎡です。

申請地と既存の宅地の一体利用地を含めた合計面積は2,542.20㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、市道●●●線を●●●方面に西に曲がり、200m程に入った農地となります。市道●●●線を経由し、市道●●●線沿いにあります。

現在建物が3棟建っておりますが、この2棟は崩されてこの1棟は残されます。

現地の写真ですが、1枚目は申請地西側の市道側から東側を撮った写真です。2枚目は申請地南西側から北東側を撮った写真です。3枚目は申請地西側から東側を撮った写真です。4枚目は申請地西側、一番奥から東側を撮った写真です。5枚目は申請地東側から西側を撮った写真です。

転用目的ですが、食料品卸売業の●●●さんが、本社倉庫が老朽化及び手狭となっていることから、本社の隣接地である申請地を譲り受け、倉庫の新設、駐車場26台分、出入荷車両作業場スペース・通路等の整備を行うものです。

なお、併用地に既存の工場・倉庫が建っていますが、これも取得され、現在の借受者の●●●に貸し付けられる予定です。

所有者の●●●さんは県外におられ耕作が困難なことから、売買

に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側に●●●さんの農地がありますが、この部分は駐車場の整備であり、日照通風等特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、現在既存の建物3棟が建っていますが、うち2棟を取り壊し、鉄骨造鋼板葺平家建の倉庫1棟を建て、残りの1棟は先ほど説明しました、賃貸工場・倉庫として利用します。

また、市道から新設する倉庫までは出荷、入荷車両作業場スペース、奥の方は通路及び駐車場26台分を整備する計画です。

用排水計画ですが、雨水は溜枡を設置し、既存の側溝に流し、流末は東側の新堀川に流します。汚水は、北側赤線内にある公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、表土を鋤取り20cmほど埋立て、表面はアスファルト舗装とするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが新設する倉庫の平面図となります。

こちらが立面図となります。建物の高さは6.5mです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第2番 この件につきまして、11月30日に事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、そして●●●土地家屋調査士の立会いのもと現地調査を行いました。内容については、今詳しく説明があったとおりでございます。現地は畑ということではございましたが、写真のとおり、前側の方は雑草が生え放題で荒れておりました。奥の方に行きますと、●●●に面したところは、数本の柑橘が植えられていましたが、ここも管理されている状況ではありませんでした。譲受人の●●●さんの倉庫が老朽し手狭ということで、購入されて隣接の宅地と一緒に開発されるということです。●●●さんもがんばっておられますので、問題ないものと思われれます。ご審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第3項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第5項について説明いたします。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東2.3kmの市道沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない田・畑・宅地が混在する地域にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません。

地番は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は373㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

なお、●●●さんの奥さんは、●●●さんの娘になります。

権利移動の区分は、使用貸借による権利の設定となります。

場所ですが、国道●●●号線沿いの●●●の手前から集落の方に入って、200mのところにある市道●●●線沿いにあります。

現地の写真ですが、こちらが●●●さんのご自宅でございます。

1枚目は申請地東側から西側を撮った写真です。2枚目は申請地北側から南側を撮った写真です。3枚目は申請地西側から東側を撮った写真です。

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さん夫婦は、●●●さんと同居されていますが、子どもの成長に伴い手狭になるため、申請地を使用貸借し、自己用住宅1棟及びカーポート2台用を整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側に●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地同意書も添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造ソーラーパネル葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積56.31㎡とカーポート2台用29.26㎡を整備される計画です。

敷地面積は373㎡で、一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は22.9%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画は、雨水は敷地内に溜枡を設置し、南側市道内の道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽を設置し、同じく南側市道内の道路側溝に流すため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、地ならし程度で整地するため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

こちらが平面図となります。1枚目は1階、2枚目は2階です。

こちらが立面図となります。建物の高さは7.6mです。屋根は太陽光パネル葺となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 7 番 この件につきまして、11月30日に、●●●委員、●●●推進委員、事務局3名と私と業者とで現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。現地は一部畑とありますけども、親御さんと今まで同居されていましたが、子どもさんが増えて成長とともに手狭になったということで、すぐ横に建てられるということで良いことだと思っております。場所的には●●●が西側にありまして●●●と●●●、●●●に挟まれた位置にありまして、環境的にも良いところではないかと思えます。特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議 長 先ほど、説明の中で屋根がソーラーパネルということですが、全面ですか。

事 務 局 はい。全面です。最近は増えているようです。登記でも木造、瓦葺きというのがありますが、ソーラーパネル葺きと登記がつくようです。

議 長 ソーラーパネルはだいたい20年が寿命と聞きますが。

事 務 局 またやり替えていただいて。

議 長 わかりました。ほかにございませんか。それではないようですので、採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第6項について説明いたします。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月24日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東1.1kmの国道●●●号線沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない、山裾にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は転用許可済み地のため荒廃、面積は516㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。写真は後で出てきますが、畑になっておりますが、議案の現況のところですが、農地であっても、転用許可済の場合は荒廃と書くようになっておりますので、荒廃としております。場所は、国道

●●●号線沿いにある●●●に行く手前にある農地になります。

この申請は、9月総会で、登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について報告したもので、農地転用計画どおりに実施されていないと判断したため農地で報告した案件です。

現地の写真ですが、1枚目は、申請地西側から東側の進入路部分を撮った写真です。9月の総会の時には柵があって入れなかったところでございます。2枚目は、申請地北側から南側を撮った写真です。3枚目は、申請地北側から南側を撮った写真です。4枚目は申請地南側から北側を撮った写真です。

申請地は、所有者の●●●さんが、平成16年6月29日付で農地法第5条の許可を受けて、進入路及び駐車場4台分を整備する計画でしたが、結婚により転居することになったため、入り口のところだけ利用されたのち、そのままにして現在に至っておりましたが、隣接地で萩焼製造販売を営まれております●●●さんが、隣接するギャラリー兼店舗の来客が増え、現在借りている駐車場だけでは手狭となったため、この度、店舗の横にあり駐車場として便利のよい本申請地を購入したいとの申し入れを受け、売り渡すことになりましたので、事業の継承の計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請を同時に行うものであります。

変更後の、転用目的は、駐車場6台分と進入路となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に●●●さんの農地、柑橘畑、東側に元の所有者の●●●さん所有の田、現在は休耕、南側に●●●さん外2名の田、現況は荒廃であります、駐車場の整備であり、日照通風等特に問題はありません。平成16年の時は私が担当でございましたが、この時は、隣接農地承諾書が提出されています。

(スクリーンに分間図を表示)

次に土地利用計画図ですが、進入路及び来客用駐車場として6台分を整備する計画です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で地下浸透のため適当です。

被害防除計画ですが、西側は既存の擁壁及び石垣、南側は既存の石垣があり、北側・東側はコンクリートブロック1段積みの新設し、上部に碎石バラスを敷いて整地するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結

果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、11月24日に事務局3名、●●●委員、私で現地確認をいたしました。先ほど説明がありましたが、周辺は荒廃地で、荒れていて農地の価値はないと思いますので、となりで営業されている●●●さんですが、萩焼のお店ですが、最近はにぎわっているようです。駐車場が足りないということで、荒廃しているとなりの農地を駐車場にしたいと申請があったということで、現状的には妥当であると思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの利用権の設定につきましては、農地中間管理事業に係る、新しい借り手が決まったものを上程するものです。公告は12

月 28 日付となります。

それでは議案書 10 ページ、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和 6 年 1 月 1 日）の表をご覧ください。

令和 6 年 1 月 1 日に利用権設定されるものは、●●●地域と●●●●地域において新規設定がございまして、総件数が 7 件、筆数が 17 筆、田の合計が 30,041㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、次のページに集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 78 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 79 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 79 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案は 13 ページをご覧ください。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを改めて確認するため、本案を決議していただくようお願いいたします。

それでは、13 ページを読み上げます。

（決議文読み上げ）

以上でございます。信頼される農業委員会であるために、コンプ

ライアンス、法令遵守の徹底をお願いいたします。委員の皆様にはないと思いますが、交通違反や飲酒運転をすることがないように、また、地位を利用した選挙運動は禁止されていますので、十分気を付けていただくようお願いします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第79号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第80号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案80号第1項について説明いたします。議案は15ページです。

第1項の計画変更は、先ほどの議案第77号第6項で説明しました、平成16年6月29日付けで農地法第5条の転用許可を受けていました転用計画の変更承認申請に関するものです。

変更内容は、事業実施者の変更です。

当初の事業計画者、●●●さんの進入路及び駐車場の事業計画に代わって、事業承継者の●●●さんが、進入路及び駐車場の転用計画を達成しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

第2項について説明いたします。

こちらの案件は、令和5年2月28日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での、工事用仮設道路の一時転用に係るものです。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、●●●に伴う工事用仮設道路設置の一時転用期間が、令和5年3月31日まででしたが、この度第2期工事受注に伴い、一時転用期間を令和7年3月31日までの2年間に延長するものです。

なお、申請地は農用地区域内にありますので、3年以内の一時転用期間内での延長ということで基準を満たしております。以上で説

明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第80号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第81号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第81号第1項について説明いたします。議案は17ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので、報告いたします。

12月1日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西550mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小農地です。なお、隣接地には圃場整備田があります。

地番は●●●、登記は田、現況地目は畑、面積280㎡の内15㎡です。

届出者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農道の拡幅L=24.1mの整備です。

位置は、●●●地区にある●●●さんの実家の隣で、市道●●●線沿いにあります。なお、実家には、現在お母さんがお住まいです。

転用理由は、農業機械が入らないため、現状幅員90cm、延長13.3mある農道を、市道側から延長24.1m幅員60cmほど拡幅させ、農作業の効率化を図るもので、15㎡の転用となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は届出者が耕作する田があるのみで、

特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

排水は、雨水のみで、自然流下で申請地の田（現況畑）に流入させ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、法面は練り積みブロックの擁壁を設け、表面はコンクリート舗装するため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第81号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第82号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案書は11ページ、一覧表は12ページです。

本日は、2件の合意解約が提出されております。

それでは、第1項をご説明いたします。本案件は、議案第78号の集積計画に関連する合意解約です。●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は2745㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は議案書11ページの68番に記載のあるように農地中間管理事業により●●●さんが耕作されます。

続いて第2項ですが、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は1,476㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は所有者が保全管理を行います。湿田状態でなかなか耕作が難しいということで、双方協議の上、自己保全で管理をされるということです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

事務局 特に発言がないようですので、以上で議案第82号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議長 議案第83号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、第83号の第1項について説明いたします。議案は21ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西730mの市道沿いに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は122㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、先ほど5条第4項で申請がありました隣になります。

申立てによると、申請地は、隣接地●●●とともに木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建の居宅1棟が建てられており、建物敷地として利用されている。

また、申請地には別の建物が建てられていたが、令和元年に取り壊され敷地ブロックの基礎の一部が残っており、農地としての現況をとどめていないとのことでした。

本調査によると、申請地の一部には木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建の居宅1棟が建てられ、残りはバラス敷きされており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

10月14日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に3.2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は945㎡外5筆で、合計面積2,537.89㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、国道●●●号線と●●●に沿いにある山林に囲まれた農地となります。●●●地区という所です。

申立てによると、申請地は、平成11年に相続したが、相続する以前より耕作者が不在であり、少なくとも相続した当時から現在までの20年以上に渡って耕作しておらず、宅地の一部又は雑木等が密生した状況となっており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地●●●、●●●は雑木等が生い茂り、●●●、●●●は竹や雑木等が生い茂り、●●●、●●●は解体した家屋の廃材置き場となっており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

なお、本申請地については、●●●及び●●●は、令和3年3月に非農地通知を行った農地でございます。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案83号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会